

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

耐震改修費用の取扱い

Q : 当社では、地震に備えて耐震改修工事を行う予定です。これにかかる費用は、どのように取り扱われますか？

A : 資本的支出に該当しますので、資産計上しなければなりません。

【解説】

耐震改修工事は、建物の通常の維持管理のために行うものであることから、修繕費に該当するのではと思われるかも知れませんが、税務では、建物の耐久性を高めるために支出する費用として捉えますので、その支出は、資本的支出として取り扱われることとなっています。

したがって、支出した耐震改修工事については、いったん資産計上をしたうえで、減価償却の手続きを経て費用に計上されることとなります。

この場合には、建物と同様に減価償却をすることとなりますが、建物の残存償却年数で償却するのではなく、建物に適用している耐用年数を適用して償却していくこととなっています。

また、耐震改修工事のうち、一定の要件を満たすものについては、通常の減価償却に加えて、10%の特別償却をすることが認められていますので、利益の上がっている会社においては計上することを検討されるといいと思います。

